

## 法人市民税の税率が変わります

地域間の税源の偏りを正し、財政力の格差縮小を図るため、法人市町村民税法人税割の一部が国税化されることとなりました。

これに伴い、法人市民税法人税割の税率が下記のとおり変更となります（均等割額はこれまでどおりです）。なお、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

改正前	改正後
12.3%	9.7%

※平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は「前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数（通常は、6÷前事業年度の月数）」とする経過措置が講じられます。

※仮決算による中間申告の法人税割の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から改正後の税率（9.7%）となります。

**問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239**

## 太田税務署からのお知らせ 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存が必要となりました

個人で事業所得、農業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます）は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

### ○記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

### ○帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

※記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは下記までお問い合わせください。

**問 太田税務署個人課税部門 ☎0294-72-2171（自動音声に従い「2」を選択してください）**

## 水道水の測定結果について

市の水道水を11月に検査した結果、市内全域においてヨウ素131、セシウム134、137は検出されませんでした。

**問 水道課 ☎52-0427**

## 公共下水道公共汚水ますの設置申請について

公共下水道の管渠整備がお済みの地区で、新築住宅地化のために公共汚水ますの設置を希望する方は下水道課へ申請をする必要があります。設置までには、申請から標準工事で3か月の期間をいただいていますので、早めの申請をお願いします。

### **問【料金・負担金に関すること】**

下水道課庶務G ☎53-7250

### **【工事に関すること】**

下水道課公共下水道G ☎53-7250

## 上下水道料金のお支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金のお支払いに口座振替をご利用いただくと、振替日に指定口座から自動的に上下水道料金が納入されます。お支払いに行く手間がからず、払い忘れもなく、大変便利です。ぜひご利用ください。

### ○口座振替日

毎月25日（土・日・祝日の場合は翌営業日）

### ○申込方法

お客様番号のわかるもの（上下水道料金納入通知書等）、通帳と金融機関届出印を持って、直接下記の取扱金融機関でお申し込みください。

### ○取扱金融機関（本店・各支店）

- ・常陽銀行
- ・東日本銀行
- ・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・郵便局（ゆうちょ銀行）
- ・筑波銀行
- ・水戸信用金庫
- ・茨城県信用組合
- ・常陸農業協同組合

※口座振替依頼書は、市内の取扱金融機関に備えてあります。

※口座振替依頼の手続き後、口座振替が適用されるまでの1、2か月は、納付書でのお支払いをお願いします。

**問 水道課総務G ☎52-0427**

## 認知症サポーター養成講座のお知らせ

認知症について正しく理解してもらうため、認知症サポーター養成講座を開催します。

○日 時 平成27年1月24日（土）  
15:00～16:30

○場 所 コミュニティカフェ「バンホフ」

○受講人数 20名

○参加費 無料

**問 常陸大宮市南部地域包括支援センター**

☎53-6810 FAX53-6811